

〔事案 26-148〕 特約更新無効請求

・平成 27 年 8 月 19 日 裁定不調

<事案の概要>

特約更新の際、募集人の説明不足により、意思に反した内容で更新されられたことを理由に、特約更新を無効として保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 8 月に契約した終身保険について、平成 21 年 8 月に特約を更新したが、以下の理由により、特約更新を無効とし、その後支払った特約保険料を返還してほしい。

- (1)平成 26 年 6 月、募集人から、特約保障期間が 70 歳までであり、80 歳まで延長したい場合は、一括か分割で 10 年分の特約保険料を支払う必要があると説明を受けた。
- (2)しかしながら、平成 21 年 8 月の特約更新時に募集人から上記説明はなく、70 歳まで保険料を支払えば、終身で保障を受けられると誤信して更新した。説明があれば更新していない。

<保険会社の主張>

募集人は、特約更新に際し、申立人に「ご契約内容説明書」「特約更新試算書」「将来試算資料」等の書面を交付し、特約保障期間は 70 歳までで、80 歳まで延長する場合、原則一括して特約保険料の支払いが必要であることを説明している。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人による説明不十分や誤説明があったかどうかなど特約更新時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特約更新を無効とすることは認められないが、以下のとおり、更新時の説明が不十分であったことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1)募集人による特約更新時の申立人に対する説明は、一般的な基準に照らして通常の説明をしていなかったとまでは言うことはできないが、本件における、主契約の保険料払込期間が終了してもなお特約保険料を支払わなければならないといった制度は特に丁寧な説明を必要とする。
- (2)本件ではとりわけ、保険料が月額約 7 万円と一般的な水準と比べて高額であり、月収が 20 万円程度の申立人にとっては重い負担となる。そして、特約を更新した 5 年後には、一括で 600 万円程度あるいは一年に 60 万円程度という高額な保険料の支払いが必要となるものでもあった。そして募集人も、申立人の契約者貸付残高が多額に上っていて、保険料支払いも度々滞っていることは認識しており、申立人が、問題なく保険料を支払えるような経済状態でなかったということは理解していたものと考えられる。

(3)したがって、本件では、後の紛争を避けるためにも、募集人は申立人に対し、特約の保障期間を延長するためには、70歳時点で原則一括での保険料支払いが必要になるということを強調して説明し、申立人の意思を十分確認・理解したうえで、場合によっては契約内容の変更を提案することも必要であったものと考えられ、募集人の対応は必ずしも適切であったとはいえない。